

福県医発第 971号(地)

平成16年9月 3日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 竹 嶋 康 弘



「乳幼児健康支援一時預り事業の実施について」
の一部改正について

標記の件につきまして、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等より日本医師会を通じ、通知がありましたのでご連絡いたします。

本通知は、標記実施要綱中の「産褥期ヘルパー」の削除および字句の所要の修正等の一部改正を行い、平成16年4月1日から適用することとしたものであります。

本事業は、少子化対策の一環としての育児支援として重要であると存じますので、貴会におかれましてもご了知いただき、小児科等の関係医療機関において本事業に取り組んでいただきますよう周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂

上記についてのかかなりの量の資料が参っております。医師会事務局にて閲覧願います。





(地Ⅲ96)

平成16年8月26日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
田 島 知 行

「乳幼児健康支援一時預り事業の実施について」
の一部改正について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、標記の件に関し、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長等より、各都道府県知事、指定都市市長等宛に通知がなされました。

本通知は、病気回復期の子どもを医療機関などで預かる乳幼児健康支援一時預り事業（平成6年6月23日付児発第605号児童家庭局長通知等により実施）の実施要綱中の「産褥期ヘルパー」の削除及び字句の所要の修正等の一部改正を行い、平成16年4月1日から適用することとしたものです。

産褥期ヘルパーは、養育支援が必要な家庭に対して訪問による支援を実施する等の育児支援家庭訪問事業実施要綱（平成16年3月31日付雇児発第0331032号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）が定められたことに伴い、こちらの事業に統合されました。

乳幼児健康支援一時預り事業につきましては、すでにQ&A【平成16年5月13日（地Ⅲ21）】を貴会及び郡市区医師会へ送付しておりますが、本事業は少子化対策の一環としての育児支援として重要であると存じますので、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、小児科等の医療機関において本事業に取り組んでいただきますよう貴会管下郡市区医師会等への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



雇児発第 0722001 号
平成16年 7 月 22 日

各
都道府県知事
指定都市市長

殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「乳幼児健康支援一時預かり事業の実施について」
の一部改正について

標記については、平成6年6月23日児発第605号本職通知「乳幼児健康支援一時預かり事業の実施について」（以下「通知」という。）により行っているところであるが、今般、通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成16年4月1日から適用することとしたので通知する。

児 発 第 6 0 5 号
平成 6 年 6 月 23 日
一部改正
児 発 第 3 7 8 号
平成 7 年 4 月 3 日
児 発 第 3 0 8 号
平成 10 年 4 月 10 日
児 発 第 3 5 2 号
平成 11 年 4 月 8 日
児 発 第 6 7 0 号
平成 12 年 7 月 28 日
雇児発第 0722001 号
平成 16 年 7 月 22 日

都道府県知事
各
指定都市市長 } 殿

厚生省児童家庭局長

乳幼児健康支援一時預かり事業の実施について

近年、核家族化、都市化の進展、女性の社会進出の増大等、児童を取り巻く環境は大きく変化するとともに、家庭や近隣社会における子どもの養育機能が低下してきている。

このため、子育てと就労の両立支援の一環として、保育所へ通所中の児童が「病気回復期」であるということで、自宅での育児を余儀なくされる期間、当該児童を預かる一時預かり事業を行うため、今般、別紙のとおり「乳幼児健康支援一時預かり事業実施要綱」を定め、平成 6 年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正、かつ円滑な実施を図られたく通知する。

(別紙)

乳幼児健康支援一時預かり事業実施要綱

1 目 的

この事業は、現に保育所に通所中の児童等が病気の「回復期」であり、集団保育の困難な期間、当該児童を保育所、病院等に付設された専用スペース又は派遣された保育士等が児童の自宅等において一時的に預かる事業（以下「病後児保育」という。）又は保護者の傷病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童の自宅に保育士等を派遣して保育を行う事業（以下「訪問型一時保育」という。）を行うことにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

なお、この事業の一部を社会福祉法人等に委託することができるものとする。

3 対象児童等

（1）病後児保育

保育所に通所している児童等であって、病気の回復期にあることから、集団保育が困難な児童で、かつ、保護者が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な児童であって、市町村長が必要と認めた者とする。

（2）訪問型一時保育

保護者の傷病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要な児童であって、市町村長が必要と認めた者とする。

4 事業の内容及び実施方法

（1）市町村長は、病後児保育を必要とする児童に対し適切な処遇が確保される施設（以下「実施施設」という。）において本事業を実施すること。

また、上記によるほか病後児保育及び訪問型一時保育は、看護師及び保育士等の養育者等を派遣（以下「派遣方式」という。）して本事業を実施すること。

（2）実施施設及び派遣方式における業務

ア 病後児保育

（ア）児童を受け入れるに当たっては、当該施設、協力医療機関等の医師により、当該児童を病後児保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。

（イ）体温の管理等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるよう処遇内容を工夫すること。

（ウ）他の児童への感染の防止に配慮すること。

イ 訪問型一時保育

緊急・一時的に保育が必要となる児童について保育（以下「一時保育」という。）を行うこと。

（3）利用期間

ア 病後児保育

集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭で育児を行うことができない期間の範囲内とする。

イ 訪問型一時保育

保護者が家庭で育児を行うことができない期間の範囲内とする。

（4）実施施設の開設日並びに開設時間及び派遣方式の養育時間は、保育所に準じて設定すること。

（5）医療機関以外の実施施設及び派遣方式でこの事業を実施する場合は、協力医療機関との連携を強化することにより、緊急の事態に迅速かつ適切に対応できる体制の確保を図ること。

5 実施施設等

（1）病後児保育

ア 実施施設の指定

実施施設は、あらかじめ市町村長が指定した保育所等の厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の児童福祉施設又は病院若しくは診療所に付設された施設あるいは本事業のための専用施設であって適当と認めたものとする。

イ 利用定員

実施施設の利用定員は、乳幼児2人以上とすること。

ウ 職員配置等

(ア) 実施施設には、病後児保育を専門に担当する者として看護師及び保育士等を配置すること。

派遣方式には、看護師及び保育士等を市町村に複数登録すること。

(イ) 実施施設には、保育室、観察室又は安静室及び調理室等事業の実施に必要な設備を有すること。

派遣方式は、医療機関、児童福祉施設等の余裕スペースで実施するほか、当該児童の自宅、保育士等の自宅において実施して差し支えないこと。

(ウ) 児童福祉施設、病院又は診療所と施設を共用する場合には、それぞれの法令や通知に定める趣旨に抵触しない範囲において、実施して差し支えないこと。

(2) 訪問型一時保育

ア 職員配置等

(ア) 一時保育を行う者として保育士等を市町村又は事業の委託機関に複数登録すること。

(イ) 派遣場所は対象児童の自宅において実施すること。

6 事業実施の留意事項

市町村は、この事業の実施に当たっては、次の事項に留意するとともに、本制度の地域住民への周知徹底を図るなど、事業の円滑、かつ効果的な運営に努めること。

(1) 利用事務手続きについては、市町村毎に定めることとするが、保護者の利便を考慮し、弾力的な運用を図ること。

(2) 利用申請があった場合には、実施施設又は登録された保育士等に受入上の支障がない限り、速やかに利用の決定を行うこと。ただし、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続きは、事後であっても差し支えないものとする。

(3) 申請に的確かつ迅速に対応するため、あらかじめ、利用を希望する者を把握するとともに、実施施設の受け入れ体制等の実態を把握すること及び派遣方式に携わる看護師、保育士等の確保・研修に努めること。

(4) 医療機関、保育所等他の関連サービスとの十分な調整を行うとともに、児童委員等の関係機関と十分な連携を図ること。

(5) 本事業の実施に当たっては、子育て支援短期利用事業やファミリー・サポート・センター事業との連携を図ること。

7 事業を実施する手続き

(1) この事業を実施する市町村長（指定都市の市長を除く。）は、毎年度、実施施設について都道府県知事に協議のうえ承認を得ることとし、都道府県知事は、市町村の事業計画等について必要な審査を行なうこと。

(2) 都道府県知事が前記の承認をする場合及び指定都市の市長が本事業を実施する場

合のうち実施施設を指定して行う場合には、当分の間、別紙様式によりあらかじめ当省に協議すること。

8 費用

- (1) 市町村は、本事業を実施するために必要な経費又はその委託に要する経費を実施施設に支弁するものであること。
- (2) 市町村は、本事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものであること。

9 国の助成

国は、予算の範囲内において、市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業及び指定都市が実施する事業について、別に定めるところにより補助するものである。